

令和6年経営事項審査申請の手引の主な変更点

■ 申請方法について

令和5年1月から建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）による申請が行えるようになりました。

<関連ページ>

P.4：2 岡山県知事許可業者に係る申請手続き（1）手続きの流れ③

P.6：3 申請書類及び提出先等

P.8：3 申請書類及び提出先等（2）審査手数料

■ 審査手数料について

岡山県収入証紙の廃止に伴って、令和5年10月1日以降の申請（電子申請を除く）に係る審査手数料は、収納専用窓口（POSレジ設置場所）での納付に変更になりました。

<関連ページ>

P.7：3 申請書類及び提出先等（1）申請書類⑧

P.8：3 申請書類及び提出先等（2）審査手数料

■ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

CCUSの活用状況が加点対象となります。

※令和5年8月14日以降の審査基準日から申請が可能となります。

<関連ページ>

P.7：3 申請書類及び提出先等（1）申請書類⑩

P.22：「その他の審査項目（社会性等）」記入要領

P.37～38：建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第6号）

P.39：「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」について

■ 登録経理講習の受講について

審査基準日が令和5年4月1日以降の場合は、登録経理試験の合格後5年を経過した者は登録経理講習を受講していないと評価対象になりません。

<関連ページ>

P.23：「その他の審査項目（社会性等）」記入要領

※平成28年度以前に1級（2級）登録経理試験に合格した者であっても、令和5年3月末までの間は、引き続き評価対象となります。

⇒ 経過措置の終了により削除

■ 建設機械の保有状況

解体用機械について、下記のとおり追記しました。

<関連ページ>

P.27：「その他の審査項目（社会性等）」記入要領

⑨解体用機械

※ベースマシンがショベル系掘削機として加点台数に含まれている場合には解体用機械として計上できません（アタッチメントの切替で重複計上はできません。）。

■ 技術職員に係る有資格区分

一般建設業許可の営業所専任技術者要件が緩和されたことに伴い、コードが追加されました。令和5年7月1日以降の審査基準日を対象としたコード表です。

<関連ページ>

P.52～54：技術職員に係る有資格区分（コード表①～③）

■ その他（共通）

- ・レイアウトの調整
- ・軽微な文言の修正 等